

令和6年2月6日  
横浜市立間門小学校  
PTA 会長 小高 一郎  
校 長 中尾 和世

## 間門小学校 PTA 年度末総会のお知らせ

平素より PTA 活動にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。  
令和5年度末 PTA 総会を開催いたします。  
ご多用のことと存じますが、ぜひご出席くださいますようご案内申し上げます。

日 時	令和6年2月19日（月）	9時半～	受付	9時15分～
場 所	図書室			
議 事	・令和5年度 PTA 活動報告 ・令和6年度 役員選出 会計監査選出 ・PTA 規約改正			

・当日は、総会議案書・保護者札・上履きをお持ちください。

・当日、出席できない方は、総会議案書をお読みになり、

2月16日（金）までに Google フォームで書面表決書もしくは委任状  
をご提出ください。

・必ず会員氏名をご入力いただくようお願いいたします。

※ 当日出席できない方はこちら→[書面表決書・委任状](#)

第1号議案

令和5年度PTA活動報告

横浜市立間門小学校PTA

月	本部役員・実行委員会	健康企画委員会	広報委員会	校外指導委員会	ワンデーサポート
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学式参列、説明</li> <li>役員会</li> <li>第1回常任委員会出席</li> <li>第1回本部役員選考会</li> <li>会長・校長・実務者会議 (zoom)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回常任委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回常任委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回常任委員会</li> <li>校外だよりNO.1発行</li> <li>スクールゾーンレポート作成</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会</li> <li>第1回実行委員会</li> <li>PTA総会</li> <li>区P連総会 (zoom)</li> <li>ベルマーク収集開始</li> <li>手洗い場ワンデーサポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回実行委員会</li> <li>第2回常任委員会</li> <li>PTA総会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回実行委員会</li> <li>PTA総会</li> <li>手洗い場ワンデーサポート取材</li> <li>広報誌デザイン会社との打ち合わせ</li> <li>広報誌155号編集作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回実行委員会</li> <li>PTA総会</li> <li>スクールゾーン危険箇所見回り</li> <li>スクールゾーン対策協議会資料印刷・発送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手洗い場①</li> <li>ベルマーク仕分け前期</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>MST(運動会)サポート</li> <li>放課後キッズクラブ評議会</li> <li>スクールゾーン対策協議会</li> <li>市P連総会</li> <li>会長・校長・実務者会議 (zoom)</li> <li>「まち」とともに歩む学校づくり懇話会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MST(運動会)サポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MST(運動会)取材</li> <li>広報誌155号編集作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MST(運動会)パトロール</li> <li>スクールゾーン対策協議会</li> <li>交通安全教室サポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MST(運動会)</li> <li>図書</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会</li> <li>第2回実行委員会</li> <li>「まかどの森だより」発行</li> <li>本牧地区PTA交流会</li> <li>学校運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回実行委員会</li> <li>第1回学校すこやか委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回実行委員会</li> <li>広報誌155号編集作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回実行委員会</li> <li>校外だよりNO.2発行</li> </ul>	
8					
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会</li> <li>第3回実行委員会</li> <li>第2回本部役員選考会</li> <li>手洗い場ワンデーサポート</li> <li>会長・校長・実務者会議 (zoom)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回実行委員会</li> <li>低学年白衣修繕イベント</li> <li>特別教室カーテン洗浄</li> <li>教室カーテン洗浄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回実行委員会</li> <li>広報誌155号編集作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回実行委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手洗い場②</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーン大作戦サポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーン大作戦サポート</li> <li>特別教室カーテン洗浄</li> <li>教室カーテン洗浄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーン大作戦サポート兼取材</li> <li>第2回常任委員会</li> <li>広報誌155号編集作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーン大作戦サポート</li> <li>「飛び出し注意」看板点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーン大作戦</li> <li>ベルマーク集計前期</li> <li>ベルマーク仕分け後期</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会</li> <li>第4回実行委員会</li> <li>健康教育発表会サポート</li> <li>学校運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回実行委員会</li> <li>下駄箱、理科室清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回実行委員会</li> <li>広報誌155号編集作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回実行委員会</li> <li>「子ども110番」の家 新規登録依頼、訪問準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育発表会</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>手洗い場ワンデーサポート</li> <li>令和6年度常任委員募集開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回学校すこやか委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌155号編集、入稿</li> <li>マラソン大会取材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども110番」の家 点検家庭訪問、新規加入・更新依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手洗い場③</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会</li> <li>第5回実行委員会</li> <li>会長・校長・実務者会議 (zoom)</li> <li>新入生保護者説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5回実行委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5回実行委員会</li> <li>業者より、初デザイン提案</li> <li>1度目のデザイン修正、戻し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5回実行委員会</li> <li>「子ども110番」の家 登録者情報管理作業</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6回実行委員会</li> <li>最終常任委員会出席</li> <li>PTA総会</li> <li>本牧地区PTA交流会</li> <li>手洗い場ワンデーサポート</li> <li>放課後キッズクラブ評議会</li> <li>学校運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6回実行委員会</li> <li>第3回常任委員会</li> <li>PTA総会</li> <li>第3回学校すこやか委員会</li> <li>高学年白衣修繕イベント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6回実行委員会</li> <li>第3回常任委員会</li> <li>PTA総会</li> <li>業者より、修正デザイン受け取り</li> <li>2度目のデザイン修正、戻し</li> <li>広報誌155号発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6回実行委員会</li> <li>PTA総会</li> <li>スクールゾーン意見書発送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手洗い場④</li> <li>ベルマーク集計後期</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終役員会</li> <li>本牧山頂公園クリーンアップラリー</li> <li>「まかどの森だより」発行</li> <li>卒業式参列、離任式</li> </ul>				

## 公 示

横浜市立間門小学校PTA規約〔第8章 第11条〕に基づき、令和6年度PTA役員候補者を次の通り、推薦・公示いたします。

役 職	氏 名
会 長	小高 一郎
副 会 長	山口 由美
	和田谷 美穂
会 計	佐分 華
	佐藤 繭子
	(副 校 長)
書 記	内田 理佳子
	齋藤 久美子
	(教 員)

令和6年度PTA会計監査委員を次の通り、推薦・公示いたします。

役 職	氏 名
会 計 監 査	市磯 聡美
	石渡 祐美
	横尾 寛子

会計監査は、令和5年度実行委員より選出・推薦いたします。

# 横浜市立間門小学校PTA規約 令和5年度改正

## 改正の趣旨

PTA活動は過渡期を迎えています。PTA組織の本部役員、委員会等でも担い手を探すのに苦慮しているのが現状です。今後そのあり方も見直していく必要があるかもしれません。

しかし現行のPTAの規約では、本部役員、委員会等の設置・定員が条文で細かく規定されており、柔軟性に欠けます。これからのPTAが、その時々状況に応じて活動しやすいように、条文に柔軟性を持たせようというのが今回の改正の趣旨です。

本部役員・委員会等の設置・定員について幅を持たせた表現にしました。また任期や兼職、年度途中の交代についても柔軟性を持たせました。改正案文をご覧くださいとともに、以下の対照表をご参照ください。

PTAが未来につながっていくために今回のPTA規約の改正を提案したいと思います。

## 新旧対照表

	旧規約	新規約
第8条 1項	本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名(保護者) (2) 副会長 <u>2名以上</u> (保護者) (3) 会計 <u>3名</u> (保護者2名・教職員1名) (4) 書記 <u>3名</u> (保護者2名・教職員1名)	本会に次の役員を置くことができる。 (1) 会長 <u>(必須) 1名</u> (保護者) (2) 副会長 <u>2名程度</u> (保護者) (3) 会計 <u>3名程度</u> (保護者・教職員) (4) 書記 <u>3名程度</u> (保護者・教職員)
第8条 2項	本会の目的達成のため、次の委員会及び委員を置く。 (以下略)	本会の目的達成のため、次の委員会及び委員を置くことができる。 (以下略)
第9条	役員任期は、 <u>1年</u> とする。但し、同一役職についての再任は妨げないが、役員在任期間が <u>6年</u> を超えてはならない。教職員より選出された役員は、その限りではない。	役員任期は、 <u>原則1年</u> とする。但し、同一役職についての再任は妨げないが、役員在任期間が <u>原則6年</u> を超えてはならない。教職員より選出された役員は、その限りではない。

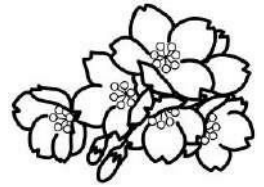
	旧規約	新規約
第11条 1項	次の方法により会員を選出し、「本部役員選考会」とする。 (1)保護者・実行委員より若干名を選出する。 (2)本部役員より <u>2名以上</u> を選出する。 (3)教職員より <u>2名以上</u> を選出する。	次の方法により会員を選出し、「本部役員選考会」とする。 (1)保護者・実行委員より若干名を選出する。 (2)本部役員より <u>若干名</u> を選出する。 (3)教職員より <u>若干名</u> を選出する。
第11条 3項	<u>役員</u> の欠損を生じた場合、臨時総会において補充することができる。	<u>役員</u> の追加指名が行われた場合、その他年度末総会後に役員を追加する場合は、その旨を公示し臨時総会において決定する。
第12条 5項	常任委員会の三役(委員長・会計・書記)に欠損が生じた場合、それぞれの常任委員会において <u>補充</u> する。	常任委員会の三役(委員長・会計・書記)に欠損が生じた場合、それぞれの常任委員会において <u>補充</u> することができる。
第14条 1項	常任委員会に、委員長1名・会計1名・書記1名を置く。三役(委員長・会計・書記)はそれぞれ委員会において互選し、任期は <u>1年</u> とする。	常任委員会に、委員長1名・ <u>会計1名程度</u> ・書記1名程度を置くことができる。三役(委員長・会計・書記)はそれぞれ委員会において互選し、任期は <u>原則1年</u> とする。
第14条 2項	健康企画・広報は、学年または学級より選出された <u>各学年2～3名</u> の委員によって構成される。	健康企画・広報は、学年または学級より選出された <u>18名程度</u> の委員によって構成される
第14条 3項	校外指導は、各地区から選出された、 <u>2～3名</u> の委員によって構成される。 (但し全体で <u>15名以上</u> とする。)	校外指導は、各地区から選出された <u>18名程度</u> の委員によって構成される。
第16条	会計監査は保護者より <u>3名</u> とし、実行委員会が推薦し、総会において承認を得る。任期は <u>1年</u> とする。再任を妨げないが、連続再任は <u>3年</u> までとする。	会計監査は保護者より <u>3名程度</u> 選出し、実行委員会が推薦し、総会において承認を得る。任期は <u>原則1年</u> とする。再任を妨げないが、連続再任は <u>原則3年</u> までとする。
第21条	役員・常任委員会の三役(委員長・会計・書記)は、これを兼ねることはできない。	役員・常任委員会の三役(委員長・会計・書記)は、 <u>原則</u> としてこれを兼ねることはできない。

以上

(第3号議案)

\* \* 下線部今回改正点 \* \*

# 横浜市立間門小学校PTA規約



第1章 名称  
第1条 本会は、間門小学校PTAと称し、事務所を間門小学校に置く。

第2章 目的  
第2条 本会は、下記事項を目的とする。  
1 学校・家庭・社会における児童の健全な成長を育む。  
2 社会への理解を深め、またこれを増進して地域における生涯教育の振興を助ける。  
3 保護者と教職員と学校・家庭・まちが協力して、児童の心身の健全な発達を図る。  
4 学校の教育環境の整備を図る。  
5 会員の研修を進めるとともに親睦を図る。

第3章 方針  
第3条 本会は、次の方針に基づいて行う。  
1 本会は、教育を本旨とする自主的な団体として活動する。  
2 本会は、特定の政党、宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。  
3 本会は、児童の健全な成長を育む他の団体及び機関と協力する。  
4 本会は、学校に対しその目的活動を助ける為に意見を述べ参考資料を提供するが、直接学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第4章 会員  
第4条 本会の会員は、次の通りである。  
1 間門小学校に在籍する児童の保護者。  
2 間門小学校に勤務する教職員。

第5章 会計  
第5条 本会の経理は、会費・事業収入及び自発的な寄付金をもって当てる。

第6条 本会の会費は、月300円とする。

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 組織  
第8条 本会の組織を、次の通りとする。  
1 本会に次の役員を置くことができる。  
(1)会長(必須) 1名(保護者)  
(2)副会長 2名程度(保護者)  
(3)会計 3名程度(保護者・教職員)  
(4)書記 3名程度(保護者・教職員)  
2 本会の目的達成のため、次の委員会及び委員を置くことができる。  
(1)役員会  
(2)実行委員会  
役員及び常任委員会の三役(委員長・会計・書記)

(3)常任委員会  
健康企画・広報・校外指導  
(4)本部役員選考会  
(5)特別委員会  
必要に応じ実行委員会の承認を得て置く  
但し、校長は上記役員会及び各委員会に出席することができる。  
(6)ワンデーサポート

第7章 役員  
第9条 役員の任期は、原則1年とする。  
但し、同一役職についての再任は妨げないが、役員在任期間が原則6年を超えてはならない。教職員より選出された役員は、その限りではない。

第10条 役員の仕事は、次の通りである。  
1 会長は、本会の代表者として総会・役員会・実行委員会の招集、会務執行の責任を持つ。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はこれに代わる。  
3 会計は、本会の会計を取り扱い、監査を経た決算報告を総会に提出する。  
4 書記は、総会・役員会・実行委員会の議事ならびに本会の事業を記録し、諸会合の通信連絡を担当する。

第8章 役員の選出  
第11条 役員の選出及び就任は、次の通りである。  
1 次の方法により会員を選出し、「本部役員選考会」とする。  
(1)保護者・実行委員より若干名を選出する。  
(2)本部役員より若干名を選出する。  
(3)教職員より若干名を選出する。

2 本部役員選考会は、役員候補者それぞれを選出し、年度末総会に提示し決定する。但し、役員選出にあたり次の順序を経る。  
(1)本部役員選考会で選出した候補者には、公示前に同意を得なければならない。  
(2)本部役員選考会は、年度末総会の少なくとも5日前に候補者名を会員に公示する。  
(3)役員候補の追加指名は、年度末総会の際、会員席からなすことができる。但し、その場合は出席者の3分の1の支持を必要とする。  
3 役員の追加指名が行われた場合、その他年度末総会後に役員を追加する場合は、その旨を公示し臨時総会において決定する。

### 第9章 実行委員会

- 第12条 実行委員会の任務は、次の通りである。
- 1 実行委員会は、本会の役員・常任委員会の三役(委員長・会計・書記)によって構成される。
  - 2 各常任委員会で立案された事業計画を審議検討する。
  - 3 総会に提出する予算案など報告書を作成する。
  - 4 総会により委任された事務ならびに緊急事項の処理をする。
  - 5 常任委員会の三役(委員長・会計・書記)に欠損が生じた場合、それぞれの常任委員会において補充することができる。

### 第10章 常任委員会

- 第13条 常任委員会の任務は、次の通りである。
- 1 健康企画委員会は、保健・厚生に関する活動に携わり、また会員の自発的な研修を行い教養を高める活動に携わる。
  - 2 広報委員会は、会員に対し会の活動を知らせるため広報誌「まかど」の発行ならびにその他の広報活動に携わる。
  - 3 校外指導委員会は、地区諸団体と協力し、教育環境の改善を図り、児童の災害・交通に対する安全に協力する。
- 第14条 常任委員会及び三役(委員長・会計・書記)は次の通りである。

- 1 常任委員会に、委員長1名・会計1名程度・書記1名程度を置くことができる。  
三役(委員長・会計・書記)はそれぞれ委員会において互選し、任期は原則1年とする。
  - 2 健康企画・広報は、学年または学級より選出された18名程度の委員によって構成される。
  - 3 校外指導は、各地区から選出された18名程度の委員によって構成される。
- 第15条 常任委員会は、事業計画等実行委員会にはかり、承認を得なければならない。

### 第11章 会計監査

- 第16条 会計監査は保護者より3名程度選出し、実行委員会が推薦し、総会において承認を得る。任期は原則1年とする。再任を妨げないが、連続再任は原則3年までとする。
- 第17条 会計監査委員は、年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

### 第12章 総会

- 第18条 毎年、次の総会を置く。
- 1 年度始総会 前年度決算報告、当該年度事業及び予算審議、会計監査の承認、その他。
  - 2 年度末総会 翌年度役員を選出、その他。
  - 3 PTA 総会の決議は、定時総会・臨時総会共に、次のいずれかの方法に基づくものとする(効力はどちらも同じ)。

- ① 招集による決議
  - ② 書面(電磁的記録を含む)による決議
- 第19条 実行委員会が必要を認めた場合、または会員の5分の1以上の同意を得、その理由を明示して要求のあった場合、会長は臨時総会を開くことができる。
- 第20条 総会の成立の定数は、会員の5分の1以上とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

### 附 則

- 第21条 役員・常任委員会の三役(委員長・会計・書記)は、原則としてこれを兼ねることはできない。

- 第22条 本規約の改正は総会の決定による。
- 第23条 ワンデーサポートの構成と内容は、次の通りである。

- 1 ワンデーサポートは原則として役員・常任委員会に所属していない全ての保護者が登録し、組織を構成する。
  - 2 ワンデーサポートは間門小学校の行事、環境整備、児童の安全に関わる取り組みに随時参加し、PTAの活動を支える。
- 第24条 本会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

- 第25条 本規約は昭和44年4月1日に施行する。

- |    |       |     |     |
|----|-------|-----|-----|
| 改正 | 昭和45年 | 4月  | 1日  |
| 改正 | 昭和48年 | 4月  | 1日  |
| 改正 | 昭和49年 | 3月  | 6日  |
| 改正 | 昭和51年 | 3月  | 5日  |
| 改正 | 平成 9年 | 2月  | 28日 |
| 改正 | 平成12年 | 2月  | 29日 |
| 改正 | 平成13年 | 2月  | 28日 |
| 改正 | 平成13年 | 12月 | 19日 |
| 改正 | 平成14年 | 11月 | 28日 |
| 改正 | 平成17年 | 5月  | 27日 |
| 改正 | 平成18年 | 5月  | 19日 |
| 改正 | 平成19年 | 12月 | 13日 |
| 改正 | 平成20年 | 4月  | 1日  |
| 改正 | 平成21年 | 4月  | 1日  |
| 改正 | 平成22年 | 2月  | 25日 |
| 改正 | 平成23年 | 11月 | 30日 |
| 改正 | 平成30年 | 2月  | 13日 |
| 改正 | 令和 3年 | 2月  | 9日  |
| 改正 | 令和 6年 | 2月  | 19日 |

